

四街道市青少年育成センター条例の一部を改正する条例

四街道市青少年育成センター条例（平成11年条例第23号）の一部を次のように改正する。

第3条の表中「四街道市鹿渡2001番地11」を「四街道市鹿渡無番地」に改める。

附 則

この条例は、令和8年7月21日から施行する。